

総行行第306号
令和2年12月17日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について（通知）

標記につきまして、令和2年11月25日の最高裁判所大法廷判決（平成30年（行ヒ）第417号令和2年11月25日大法廷判決（以下「最高裁判決」という。））において、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきであるとされたことを踏まえ、別添質疑応答の取扱いが適切であると考えております。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び市区町村議会の議長に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。